

インボイス制度への対応について③

2023年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式(以下、「インボイス制度」)が開始しました。今号でも前々号、前号に引き続きインボイス制度のトピックスをご紹介します。

(ポイント)

- 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置と経理処理
- インボイス制度下の源泉所得税

(1) 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置と経理処理

① 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度においては、適格請求書発行事業者以外の者(以下、「免税事業者等」)からの課税仕入れについては原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、免税事業者等への支払いであっても、一定の書類・帳簿要件を満たした場合には、経過措置として一定期間については一定割合を仕入税額とみなして控除できる措置が講じられています。具体的には、2023年10月～2026年9月までの3年間は仕入税額の80%相当の控除、2026年10月～2029年9月までの3年間は仕入税額の50%相当の控除が可能となっております。

② 免税事業者等への支払いに係る経過措置を適用した場合の経理処理

上記の経過措置を適用した場合、消費税の経理処理として税抜経理を採用している法人の場合は注意が必要となります。すなわち、税務上は経過措置を適用した場合に仕入税額控除を行うことができない仕入税額部分は本体価格に含めることとされております。例えば免税事業者等への支払いについて、2023.10月～2026.9月については仕入税額の80%相当額は仕入税額控除可能ですが、残りの20%相当額については控除ができませんので、その20%相当額は本体価格に含めて仕訳を切ることになります。

【例】 2023年12月に免税事業者等である業者に11,000円(税込)の委託費を支払う場合の仕訳例

委託費 10,200円 / 現金預金 11,000円
仮払消費税 800円

上記の例では、当初3年間の経過措置により、消費税1,000円のうち80%の800円のみ仕入税額控除可能ですが、残額の200円は控除不可です。その部分は税務上、本体価格に含めるため、委託費の本体価格は10,200円(=10,000円(税抜)+200円)となります。

なお、税込経理を採用している法人の場合は、本体価格と消費税部分を区別しないで仕訳を行うため、経理処理自体は従来から変更はありません。

(裏面に続く)



インボイス制度への対応について③

(2) インボイス制度下の源泉所得税

①消費税と源泉所得税

講師への報酬等を支払う場合に、源泉対象となる金額は原則として消費税込みの支払い総額、すなわち税込金額となります。ただし、支払に係る請求書等の書類において、報酬等の本体価格と消費税額とが明確に区分されている場合は、消費税を含めない本体価格、すなわち税抜金額をベースにして源泉所得税の計算を行うことが可能となっております。

②インボイス制度下の源泉所得税

①の内容はインボイス制度開始以前からのものですが、開始後においても同様の取扱いです。ここで、(1)で見た免税事業者等への支払いに係る経過措置との関係ですが、源泉所得税の実務においては当該経過措置に係る計算の影響は受けません。あくまでも請求書等で本体価格と消費税額が区分されているかどうかで源泉対象が税込金額か税抜金額を判断するのであり、またその対象となる金額は請求書等に記載された金額をベースに行います。

【例】 2023年12月に免税事業者等である外部講師に11,000円(税込)の報酬を支払う場合の仕訳例(請求書等において本体価格(10,000円)と消費税(1,000円)が区分されている場合。

源泉税率は10.21%としております。)

委託費	10,200円	／	源泉所得税預り金	1,021円(=10,000円×10.21%)
仮払消費税	800円	／	現金預金	9,979円

* 源泉所得税の計算のベースは税抜金額10,000円となります(10,200円ではありません)。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

源泉徴収の対象となる報酬等の支払を行う場合、特にインボイス制度開始後は考慮すべき点が多く、実務上の対応が煩雑になる傾向があります。まず、支払相手の講師等が登録事業者かどうかの確認を行いますが、それによって課税仕入れに係る消費税の取扱いが異なります。また、支払相手が登録事業者かどうかの有無は、今号前半で見たように、免税事業者等への支払いに係る経過措置の適用がある場合には経理処理に影響があります。さらに、今号後半で見たように源泉所得税の計算についても、特に上記の経過措置の適用がある場合には、仕訳上の報酬金額と源泉対象となる報酬金額が一致しないケースがあるため、注意が必要です。他にもインボイス制度上の記載事項等の要件の充足なども考慮が必要のため、税務上の取扱いを1つずつ整理しながら、丁寧に対応していくことが重要となります。

なお、インボイス制度の最新情報については、国税庁HPをご確認いただきますようお願いいたします。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。